

読谷中学校跡地地区地区計画(案)

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域(案))	校舎跡地地区 (第二種中高層住居専用地域)
			地区の面積	約 1.8 ヘクタール
		建築物の容積率の 最高限度		15/10
		建築物の建ぺい率の 最高限度		6/10
		建築物等の 用途の制限	第二種中高層住居専用地域に建てられる建築物のうち、次に掲げる建築物又は用途利用してはならない。 1 危険物の処理・貯蔵施設	
		壁面の位置 の制限	道路境界に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面については、道路境界線から 1.5メートル以上後退した位置とする。	
			隣地境界に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面については、隣地境界線から 1.0メートル以上後退した位置とする。	
		建築物の高さの 最高限度	10メートル(2階以下)	
		建築物等の 形態意匠の 制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋根に用いる色彩は原色を避け、周囲と調和した色彩とする。 2 外壁に用いる基本色の色彩は暖色系の淡い色を使用し、明度8以上、彩度2以下とする。基本色以外の色彩を使用する場合の使用面積は、各面の見付面積の10分の1以下とする。 3 外壁又は屋上に設ける建築物設備等の付属物は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、出来るだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たせないようにする。 4 出窓、外階段、ベランダ等の位置は、壁面(建築物の外壁又は柱面)の位置の制限に準ずるものとする。 5 屋外広告物については、自己の用に供するものとし、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうものは建築物に表示又は建造、設置してはならない。 6 自動販売機を設置する場合は、壁面後退の制限区域外の場所に設置するものとし、原色を避け、周囲と調和した色彩とする。 	
		垣又は柵の 構造の制限	道路境界線側及び敷地境界線側に、垣又は柵を設ける場合は次の構造によるものとする。ただし、地形の関係でやむを得ない部分については、この限りでない。 1 生垣 2 60センチメートル以下のブロック又はコンクリート等にフェンス等透視性のあるものを設置したもの	
建築物の緑化率の 最低限度	10パーセント			

